

平成20年2月5日（火）

於：農林水産省三番町共用会議所大会議室

農産物検査規格検討会 議 事 録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開 会	1
1. 挨拶	1
1. 資料確認等	2
1. 座長選任	3
1. 資料説明	3
1. 議 題	1 1
(1) 米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて	1 1
(2) 農産物検査規格の見直しについて	1 7
1. そ の 他	2 1
1. 閉 会	2 3

開 会

○江渡消費流通課調整官 定刻になりましたので、ただいまから、農産物検査規格検討会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

私、総合食料局消費流通課調整官の江渡でございます。

本日は、初めての検討会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料1「農産物検査規格検討会委員名簿」を御参照いただきたいと思います。

全国主食集荷協同組合連合会業務部長の太田委員でございます。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構・食品総合研究所食品素材科学研究領域長の大坪委員でございます。

全国消費者団体連絡会事務局長の神田委員でございます。

社団法人日本蕎麦協会専務理事の齋藤委員でございます。

ビール酒造組合審議役の佐山委員でございます。

全国農業協同組合連合会米穀部次長の中地委員でございます。

日本米穀小売商業組合連合会理事長の長谷部委員でございます。

全国米穀販売事業共済協同組合業務部次長の古庄委員でございます。

財団法人全国瑞穂食糧検査協会理事長の山口委員でございます。

以上、9名の皆様です。

挨拶

○江渡消費流通課調整官 本検討会の開催に先立ちまして、総合食料局奥原食糧部長より御挨拶を申し上げます。

○奥原食糧部長 食糧部長の奥原でございます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今回の農産物検査規格検討会、テーマが3つほどございます。一つはそば、それからもう一つはビール大麦、それとお米の関係でございます。

そばとビール大麦につきましては、生産流通と調製の技術を踏まえて規格を改定するという通常のものでございますけれども、もう一つの米の関係につきましては、ちょっと性格が変わっております。

米につきましては、検査対象となる米の産地品種銘柄の設定方法の見直しということでございます。後ほど資料でご説明致しますけれども、現在の米の産地品種銘柄につきましては、都道府県毎に検査の対象となる銘柄を決めて実施をしているわけでございますけれども、現在の対象銘柄、県の奨励品種ですとか、あるいは市町村の一定の地域でまとまっているもの、そういった品種を対象に検査をしているということでございます。一方で、米につきましては、消費者向けの精米表示、これは検査でその品種の検査を受けたもの、これだけが記載できるということになっておりまして、生産者の中にはもうちょっとマイナーの銘柄といいますか、検査対象となっていない銘柄につきましても、検査を受けて精米表示をして販売したいという声もございます。そういった意向を反映させながら且つ実務的にも農産物検査を実施できるような体制を、どういうふうに作っていったらいいかということをご意見を伺わせていただきたいと思います。

以上大きく3点でございますけれども、是非忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料確認等

○江渡消費流通課調整官 次に、農林水産省からの出席者を紹介させていただきます。廣田消費流通課長でございます。また、本検討会には、生産局農産振興課、種苗課及び農林水産技術会議事務局研究開発課から担当官が出席しております。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料の一番最初でございます、農産物検査規格検討会議事次第、資料1としまして、「農産物検査規格検討会委員名簿」、資料2といたしまして、「農産物検査規格検討会開催要領」、資料3「農産物検査の概要」、資料4「米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて」、資料5「農産物検査規格の見直しについて」、最後、資料6「関係データ」、以上でございます。

なお、御発言の際には、お手許の緑色のボタンを押していただき、終わりましたらもう一度同じボタンをお押し下さるようお願いいたします。

次に、資料2「農産物検査規格検討会開催要領」について御説明させていただきます。

(資料2「農産物検査規格検討会開催要領」を読み上げる。)

座長選任

○江渡消費流通課調整官 本要領によりますと、検討会には座長を置くこととされております。座長につきましては、互選となっておりますが、事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、事務局としましては、財団法人全国瑞穂食糧検査協会理事長の山口委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、山口理事長に座長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山口委員 先ほどもご紹介いただきました、財団法人全国瑞穂食糧検査協会の山口でございます。大変僭越でございますけれども、只今承認されましたので座長をさせていただきます。皆様のご協力により円滑に議事を進めていければと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、先ず、この要領にあります、座長に事故があるときは、座長が指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、大坪委員に代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、本検討会の議事は、原則公開となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、本検討会の資料及び検討会の議事録は、農林水産省ホームページに掲載し、公表されることとなります。

更に、議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することといたしておりますので、予め御了知願います。

資料説明

○山口座長 それでは、議事次第に従いまして進行していきたいと思っております。3の議題

に入ります。この議題に関連して資料の説明を廣田消費流通課長にお願いします。

○廣田消費流通課長 消費流通課長の廣田でございます。

只今座長からもご説明いただきましたように、私から本日の議題に関する資料と致しまして、資料の3から資料の5まで一括して説明させていただきます。

まず、資料の3でございます。「農産物検査制度の概要」という資料です。1枚めくりますと、農産物検査の目的ということで、そこに4点掲げてございます。農産物につきましては、品質が様々であるため、これを通常取引される商品として規格化、標準化を行っています。また、これによりまして、現物確認を要しない規格取引を可能にする、公正かつ円滑な取引が進められる、また、生産者の方におきましては、規格があるということで、生産に際しまして品質改善の指標となる、更には、流通段階における費用の節減、安定した取引、ひいては消費の合理化に寄与する、ということを目的として実施している次第でございます。

右側に農産物検査法の抜粋がございます。第1条の目的のところは今申し上げたとおりですが、第11条に農産物検査規格がございます。農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目等々について規格を定めるということで、現在農産物検査法で対象としております農産物の種類は10種類です。規格につきましては、具体的なものはこの資料の一番後ろに米の関係を付けておりますけれども、等級ごとの品位等について設定しております。

次に2ページですが、現在の農産物検査の体制でございます。かつては、検査は、国営検査で米の場合は全量義務検査でしたが、平成7年の食糧法によりまして、計画流通米については義務検査、計画外の米については任意検査、また、検査は国営であるということでございました。その後、平成11年の国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画が閣議決定されましたが、平成13年から5年間で、検査の実施主体を国から民間の登録検査機関による方法にするとされたことを踏まえまして、右の表にございますように、平成18年度から全て民間による検査が実施されており、登録されている登録検査機関は、平成18年度で1,390、検査員の方は13,000人近くとなっています。

また、検査の評価につきまして、平成17年産と平成18年産について、米の販売業者の方を対象としたアンケート調査がございます。それによりまして、総体的に概ね妥当というような評価をいただいているところでございます。

次に3ページです。検査の実施状況は、右の表にありますように、米、麦、大豆につきましては、生産されたものの過半が検査を受検して流通しているという状況です。また、農産物検査は、国の各種の施策の要件として活用されている状況です。右の表に具体的な施策名が書いてありますが、説明は省略させていただきます。

次に4ページです。部長の挨拶にもありましたが、農産物検査の証明というものがJAS法に基づきます、玄米及び精米の品質表示基準に関わっており、いわゆる3点セット、産地・品種・産年、これを記載するためには農産物検査を受けることが必要であるとされているわけであります。

続きまして5ページですが、民間による検査は、適正に運営されるということが必要で、国としては検査実績の報告をいただくということばかりでなく、監査・巡回点検というものを実施しております。また、何か問題があるといったような情報があった場合には、調査を実施し、不適正な行為が確認された場合には、右の表にございますように、行政指導、行政処分、場合によっては刑事告発というようなことで必要な措置をしている次第です。以上が農産物検査制度の概要ということでございます。

続きまして、資料の4の「米の産地品種銘柄の設定方法の見直し」についてです。本資料の前に一つ説明させていただきます。産地品種銘柄の設定方法は、農産物検査規格にあります品位といった検査規格ではありませんが、これまでも説明しておりますように、米の産地品種銘柄は、玄米及び精米の表示に関係している事項でございます。設定方法の見直しを検討するに当たっては、広く関係者の方々から御意見を拝聴するということが適当だろうと判断いたしましたので、今回の検査規格の見直しと併せて、本検討会の議題とさせていただいたところです。

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず、1ページでございます。農産物検査における銘柄検査ですが、この検査結果は、関係者の方々にとっての評価の判断要素になっているだろうと思います。とりわけお米につきましては、消費者の方が購入する際にはどこで作られたものか、どういう品種なのかということを見て商品を選択されると思っています。そのため、適正な表示を行う上で、根拠が必要ということで、農産物検査がその根拠となっていることは先ほど申し上げたとおりです。

銘柄については、ページの右の方に国内産農産物の銘柄区分で、産地銘柄、品種銘柄、産地品種銘柄です。まず、「産地銘柄」と申しますのは、生産された産地によってその農産物の特性が強く発揮される農産物、「品種銘柄」というのは、産地ではなく品種に

よってその特性が強く発揮されるもの、「産地品種銘柄」は、同じ品種であっても産地が違えばその特性が異なるということで、産地と品種を組み合わせ、これによって区分することが適切な農産物ということで、米の場合は、この産地品種銘柄として検査証明を行っている次第でございます。

実際に米の場合は、その特性を現物で見極める目視で、その特徴を確認するということが原則なわけですが、事前の情報収集で、その生産者の品種の作付状況といった情報と突き合わせて、その種子が適切なものなのかということも確認し、判定を行っているという次第でございます。その地域における特徴というものが重要ですので、登録検査機関の方は、都道府県の区域を単位として検査をするということでございます。

続きまして2ページでございます。この銘柄設定の方法でございますが、要領に基づいて手続きを進めていますが、右に設定方法のフローチャートがございます。まず、地方農政事務所等におきまして、銘柄設定に関する要望を聴取するということを公表します。それを受け、銘柄設定の要望のある申請者、都道府県であったり、生産者団体であったり、育成者であったり、というところから地方農政事務所長等に申請が上がってきます。それを受けまして、関係機関、生産者団体、実需者団体、自治体の方々又は検査機関といった関係の機関の方から意見を聴き、地域の実情等を踏まえましてまとまった場合、総合食料局長に申請が上がり、必要だということになれば告示の一部改正の手続きに進むということでございます。

続きまして3ページで、産地品種銘柄の証明の説明を改めてさせていただきます。先ほど申し上げましたように、米の産地品種銘柄証明につきましては、農産物検査員の方が玄米の形状を目視して、判定することを基本としています。例えば、コシヒカリだったら丸みがある、ササニシキは細長くて胚芽の部分が大きいという特徴、また、コシヒカリですと南の産地では少し面長な感じになるといった特徴を踏まえて、目視で判定するというのですが、生産者の方の申告なり品種関連情報といった情報も活用して、最終的に銘柄判定しているところです。なお、米については収穫後出荷が集中することもありますので、目視による判定は短時間で行うことのできる合理的な手法と思っています。ちなみに、検査手数料は、現在60kg当たり50円程度だと思っています。

以上が銘柄に関します基本的な事項ですが、4ページから本日議題の産地品種銘柄の設定についての考え方、見直しの方向についてご説明をさせていただきたいと思っております。

現在の産地品種銘柄の設定につきましては、まずは、産地としてまとまった取組をし

ていること、また、原則として都道府県の奨励品種であるということが設定要件の一つとなっているところです。このため、出回りが少ない品種につきましては、有望であっても、なかなか産地品種銘柄になりにくいという状況がございます。このことから、産地の方からは、現在の出回り数量が少なくても産地品種銘柄に設定できるようにして欲しいというような要望がございます。これは、玄米及び精米の表示を行う際の根拠に、農産物検査の証明が使われており、産地品種銘柄に設定されませんと市場評価を受けることが困難であるということで、できるだけ少量であっても銘柄設定をして欲しいという要望に繋がっていると理解しております。

現在設定されている銘柄は、日本全体で、水稻うるち玄米は537、右の表でご覧いただくと一番多いのは、水稻うるち玄米では、宮城県の19、秋田県15、山形県18、福島県18というようにこれだけの品種が産地品種銘柄として設定されているわけがございます。

一方、これを検査して証明を出す登録検査機関の方からしますと、産地品種銘柄として設定されている全ての銘柄、例えば、宮城県であれば19の銘柄について検査を行うことが義務付けられているということです。生産サイドの要望に沿いまして、どんどん産地品種銘柄を増加させていくということになりますと、検査員の方の負担が増大し、検査精度が低下するということが懸念される状況にあります。

また、次の5ページは、現在設定されています産地品種銘柄の上位3品種までの検査数量が、どれくらいの割合になるのかを見たものです。全国計で見ましても上位3品種で91.8%、これが上位5品種になると95%を上回るということで、上位の品種に生産及び検査が集中しているという状況でございます。

以上の状況を踏まえまして、(5)で見直しの方向を提示させていただきました。出回りが少量であっても、産地品種銘柄の設定を可能にして欲しいという産地の要望に対応し、また、登録検査機関の負担の軽減、検査精度の確保という観点から、検査数量が上位の銘柄については、県内の全ての登録検査機関が検査を行う銘柄、必須銘柄とし、それ以外の銘柄につきましては、各登録検査機関が検査を行う銘柄、選択して検査を行う銘柄としてはどうかということでございます。

今ご説明したことを6ページではフローチャートの形で示してございますが、改めて見直しの方向についてご説明しますと、現在は産地品種銘柄に設定されたお米について、検査員の方は全て鑑定することが義務付けられていますけれども、本見直しの方向とし

まして選択制を導入したい、具体的には産地品種銘柄を都道府県ごとに2つに区分し、一つは必須銘柄としてどの登録検査機関も証明ができる銘柄、二つ目は選択銘柄として検査機関が証明できる銘柄を選択するということです。そして、現在は、県の奨励品種等であり、一定のまとまった取組があるということを要件としているわけですが、今後は、選択銘柄については、鑑定が可能な登録検査機関が一つ以上あるということになれば、新しく出てくる品種、有望である品種について産地品種銘柄の設定を容認しようということでございます。以上が産地品種銘柄の設定の見直しの方向についての説明でございます。

次に議題の二点目でございますが、検査規格の見直しについて、資料の5の説明をさせていただきます。大きく分けて2つございまして、そばの品位規格の見直しと、ビール大麦の品位規格の見直しでございます。

まず、1ページですが、そばの品位規格の見直しに関しまして、めぐる事情を先ずご説明させていただきます。

そばの生産動向ですけれども、作付面積につきましては、水田における作付けの増加であったり、主産地の北海道における畑作面積が増加しているということを背景に、近年増加の傾向にございます。平成18年では全国で44,800ha、収穫量につきましては、33,000トン、これは主産27道県の合計ということでございます。右は経年変化及び平成18年産における主産県の生産状況ですが、作付面積44,800haのうち北海道が4割近くを占めており、収穫量も4割近くを占めているということでございます。

続きまして、輸入については、玄そばは近年減少傾向にありますが、殻を除去したそばないし加工品というものの輸入が増加してございます。これを一定の換算率に基づきまして、玄そばをベースとする輸入量で見えますと、およそ11万トンから12万トン程度での推移です。なお、このうちの8割強が中国からの輸入です。

次に消費の面ですが、そばの消費は長期的には増加傾向で推移しています。収穫量も増加しておりますが、国内消費が拡大しているということもありまして、国内消費に占める国内収穫量の割合は、概ね2割程度で推移しています。

次に3ページですが、国内で生産されたそばの状況でございます。平成18年産で検査数量4,500トンということで、ここ数年の平均では3,000トンから4,000トン程度です。およそ収穫量の1割程度の受検率ということであります。平成18年

度につきましては、検査されたものの中で、1等、2等、3等ということで格付けされた他に、規格外とされたものが14%ございました。水分値が現在、最高限度15%となっていますが、これを上回っていたということが、規格外と格付けされた理由の大半です。

次に価格の動向です。国内産そばは輸入品と比較しまして風味色合いが良いということがございまして、高く取引されております。しかしながら、国内産でありましても、水分値が低く風味等が低下するような場合は、当然のことながら取引価格が低いということでございます。

また、輸入が相当量占めておりますが、輸入量の8割を占める中国からの玄そばの状況を見ますと、水分値は14%～16%ということで契約において設定され、取引が進んでいるという実態がございます。

続きまして5ページで、国内での乾燥調製の現状を説明させていただきます。主産地が北海道ということですが、北海道につきましては、そばの規格設定時にはまだ機械での調製ではなくて、自然乾燥によって調製していたという状況であります。そのため、なかなか水分を低くすることが困難であるといった事情を考慮して、北海道産にあっては、2等については1%、3等については2%の数値加算をしています。しかしながら、現在の状況を見ますと、機械での乾燥が主流であるという状況ですし、北海道の主要な産地での取引を見ますと、水分を15.5%として流通しているというような実態にあります。

こういう状況を踏まえまして、6ページですが、そばの品位規格につきましては、水分の規格が生産者側、実需者側双方から最高限度を16.0%に引き上げるという要望がございます。また、これにつきましては先ほど申し上げました、国内産の乾燥調製の現状であったり、輸入される外国産のそばの水分の状況等を鑑みれば、規格を引き上げても問題ないと思っております。

また、北海道につきましては、2等級、3等級に水分加算がされておりますが、現在は、機械での乾燥調製が主流だということですので、これを廃止してはいかがかということでございます。

以上がそばの品位規格の見直しです。

続きまして7ページで、ビール大麦の品位規格の見直しについてご説明させていただきます。

先ず、めぐる事情でございます。ビール大麦の需給の状況です。ご承知かと思いますが、農産物としては二条大麦ですけれども、用途におきまして、ビール大麦、普通大粒大麦というふうに区分されております。このビール大麦はビールの原料、麦芽の原料として、ビール会社に供給される麦です。ビール大麦は麦芽にしますので、芽が出る発芽勢が規格の中に入っていますが、検査時点で、ビール大麦として合格しないものにつきましては、普通大粒大麦として焼酎原料や押麦といったものの原料に供給されているという状況でございます。

続きまして8ページで、検査の状況ですが、先ず、二条大麦は、ビール大麦として検査を受けるわけですが、右の表のように、等級が3つあります。1等、2等、等外上という3つの等級区分で、等外上以上に格付けされたものが、ビール会社に供給されるわけでございます。また、等外上以上の格付けがないという見込みのものについては、普通大粒大麦として検査され、焼酎原料であったり主食用原料であったりということで流通しています。

以上のような状況ですが、9ページでビール大麦の品位規格の見直しの方向についてご提案いたします。

ビール大麦につきましては、「異品種粒及び異種穀粒」、「異物」の規格について改正をしたいと考えております。異品種粒及び異種穀粒、更に異物というものは、麦芽を生産する際に加工歩留や品質に悪影響を及ぼすということでございます。また、これにつきましては、生産段階で調製をすることによって混入を少なくできるということですので、現在1等、2等とも同一の規格となっています。関係者の方の意見を伺ったところ、実需者サイドの方から、製品の更なる品質向上に対応するため、ビール大麦の等外上の異品種粒及び異種穀粒、異物の混入の最高限度を引き下げることについてのご要望があったところです。

これを受けまして、今回、等外上の規格につきまして、異品種粒及び異種穀粒及び異物の最高限度を、1等、2等と同水準にしてはどうかという改正案でございます。

1枚めくっていただきまして、10ページの参考で農産物検査規格に対する意見・要望についてでございます。

この検査規格につきましては、平成18年に農産物検査規格検討会、これは小麦の見直しで開催したわけですが、検査規格につきまして、定期的に見直し・点検を行うことについてのご指摘を受けました。これを踏まえ、検査の標準品を作製する会な

どの場で、関係者の御意見・御要望を聴きながら、それを基にその規格をどうしていったらいいかということ、関係者の方々と意見を調整させていただいてきたわけです。説明は省略させていただきますが、個別には色々な検討事項があり、関係者の方々と調整を進めてきた結果、関係者の合意が得られる見込みがたった項目として、そばの品位規格の見直し及びビール大麦の品位規格の見直しの2点を、ご提案する次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山口座長 ありがとうございます。

議 題

(1) 米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて

○山口座長 それではこれから意見交換に入らせていただきます。まずは、資料3の農産物検査制度の概要について何かご意見がございましたらお願いします。

○神田委員 資料ナンバー3の2ページにアンケートの調査がありまして、検査の精度について総体的に見て妥当と、一部に妥当でない甘いというものがありますが、甘いという程度がどの程度なのか、数値も79%ありとても気になる数字でもありますのでもう少し詳しく説明をしていただきたい。

○江渡消費流通課調整官 実需者団体のアンケートということでございますけれども、17年度の79%、18年度の68%をどのように見るのかということでございますが、妥当でない甘いという中には、例えばたまたま検査のときに見つからなかったということもあるでしょうが、着色粒が規格よりも多かったということが指摘されております。また、等級は玄米でしたら1等から3等までございますけれども、産地、検査機関によっては1等にしては甘いのではないかと、2等相当ではないかという卸のご意見も反映されているということでございます。

○廣田消費流通課長 関係者の方の立場によっていろいろなご意見があるかと思いますが、これは販売者の方から見た視点ということで、場合によっては厳しく見ておられるというようなこともあると思います。

○古庄委員 アンケートは、検査民営化にあたり、卸段階でも不安が生じたことから始めたものです。毎年実施しており、アンケート結果の傾向等を意見交換の場に活用する

などしています。「総体的に見て妥当」といった表現等に関して、いろいろとご意見もいただいているところですが、あくまでも「卸としての立場で見て」というお断りで実施しているものです。

○神田委員 着色粒が入っていたということは、品種の甘さというものは含まれてないんですか。

○江渡消費流通課調整官 品位の格付けが甘かったということです。

○山口座長 産地品種銘柄の設定方法の見直しに関連しまして資料４を説明していただきましたけれども、これについて何かご意見等はございますか。

○中地委員 米の産地品種銘柄の設定方法の見直しでございますけれども、今の売れる米作りあるいは、そういった中での産地品種銘柄が年々増こうしているという中で、登録検査機関や検査員の検査のリスクというものが一方であるという状況です。そういった中で、今回の見直し案については大変良いことであり、検査を担っている立場から理解できる。できれば、一定の手続き等も含めて見直しをいただきまして、是非とも２０年産から適用できるよう要請したいと思っているところです。

○神田委員 現状から言えば今日のような提案が妥当なのかわからないかも知れませんが、一方でこんなに沢山の品種があるということと、今後も新しいのがどんどん出てくるのかという気がしますけれども、産地品種銘柄の更なる増加によりと文書にもあるので、こういったことが本当に必要なかどうか、少量でも産地品種銘柄として設定して欲しいとの要望があるようですが、実際にこれは生産者の要望だと思いますが、２ページに流通・消費段階の多様なニーズに対応するという下りがある。そういったことからお聞きしたいのですが、消費段階のニーズというものを、どのように収集してこのようなことに繋がっているのか、あるいはそのことにはあまり関係なく、いろんな品種が出てきて生産者の側からの要望でこういったことがあるのか、それがいけないとは言いませんが、歯止めが利くのでしょうか。そういったことも一方では必要ではないかという気がしまして、日本の米の研究がまだまだ不足していて、これからも研究しなければならないという要素もあるんだろうかと、いろいろなことを考えながら聞いていたのですがいかがでしょうか。

○廣田消費流通課長 先ず、中地委員からお話がありました産地品種銘柄の見直しについて、２０年産から適用できないかということですが、この点につきましては、制度の見直しということで関係者への皆様への周知期間が必要であると思っています。特に各

都道府県ごとに設定している産地品種銘柄につきまして、2つに分けるということですので、関係する生産者の方はもちろん、登録検査機関にはどれを選択していくのかということも考えていただかなければならないわけです。それがわかるということにしていだかくことを踏まえますと、私どもとしては、21年産からやっていくということがスケジュール的に妥当ではないかと考えているところです。

次に、神田委員からのご質問ですが、生産サイドからすれば売るためにおいしいもの、特徴のある品種というもので産地間競争を勝ち抜いてやっているというのが一つあるかと思います。その中で、今でも、例えば冷めてもおいしいお米とかそういうものが新しい品種として出てきているという状況で、これは今後も続くのだろーと思っています。そういうところで、消費者から見ても例えば冷めてもおいしいお米、こんな品種があるんですよというようなことがわかった場合にあって、実際にそれが生産量、出回り量が少ないためにそういう情報が表示されないということになると、選択の機会を失うということにもなると思います。歯止めが必要だとのお言葉もございましたけれども、一方で、消費者の方の利便ということもあるのではないかなと思っております。

○松本研究開発課課長補佐 研究開発を担当しております松本と申します。今消費流通課長から消費者の視点から冷めてもおいしいお米ということでございましたが、既存の品種につきましても、耐病性を強めていってより作りやすい生産性を上げていくというような、基本的な努力もあります。また、特に銘柄米の世界では、最近では、北海道の銘柄がその例ですが、今まで難しかった北の地域でもしっかりおいしいお米が作れるといった、ベーシックな技術開発の努力も行われています。そういったことによりまして、品種交代が起こるということもあります。

○神田委員 理解が中々できないですが、今おっしゃったベーシックなところはなくなることないとは思いますが、そのことと次から次へ品種が出てくるとはちょっと違うような気がします。全体的に見て、今低価格の米が売れているという現状があるわけで、低価格の米が追求できる新しい品種ということだったらわかるのですが、冷めてもおいしいというお米は今でもあるので、その辺がちょっとわかりにくいのですが、どういっものをどう追求しているのかっていうことが見えてくるとわかりやすいですし、そういったものと検査の方法を考えていかなければならないとは、ちょっと違うという感じがしました。低価格とのからみだったら、現状いろんな声が出ていますし、実際にも低価格の米が売れていっている状況があると聞いていて、そういった消費者の声がどう見

えているのかということをお聞きしたかったのですが。

○大坪委員 研究に携わっているものの意見を申させていただきますけれども、研究開発課からのご説明がありましたが、どうしてこんなにも品種が増えてくるのかと申しますと、一つには今お話がございましたような、食生活の面からおいしく食べるものということがございまして、そのためには冷えてもおいしいというようなことで、北海道のおぼろづきですとかミルキークイーンといった低アミロース米がでてきております。

また、食生活の変化で孤食が増えていることで、炊飯後すぐ食べるのではなくて、時間を置いてから食べるというところからも、冷えてもおいしいものがあるということで、低アミロース米がでてきているところです。

それから、健康を指向するということからしますと、有色素米に抗酸化機能があり、赤米や黒米に生活習慣病を防ぐ効果が期待されておりますし、高アミロース米はおいしくないといわれておりましたが、食べた後に血糖値を抑制するもので、糖尿病になりにくいのではないかという研究もされておまして、そういった意味でも食生活の面からの色んな品種がでてきており、ニーズがあるということでございます。

もう一つは生産関係で、環境にやさしいということで先ほどお話がございましたように、耐病性、農薬を少なくしてもいもち病に耐えるといったものもございまして。新潟コシヒカリBLですとかこういったものが耐病性に強いものでございまして。それから、加工用、エサ用、バイオエネルギー用ですが、こういった関係から低コスト化ということで、沢山収穫できる多収性というものがございまして、低コストで物価競争力が強いあるいはバイオエネルギーやエサに向けられる、そういった形で、今食料自給率が下がっていますので、生産性を上げるということで食生活の面と、それから食料自給率の面、それから環境といった視点の面から、どうしても品種は増えていかざるを得ない、増えていくような努力をする必要も一方ではあることを申し上げます。

○古庄委員 資料の4の6ページに改正案が示されていますが、米の卸売業者は、検査された結果を扱う立場であり、きちんとした検査をしていただければ、今回の改正案に特段の反対はありません。その上で、心配していることがあります。仮に選択制となった場合、既存の産地品種銘柄のうち、検査機関の選択等によっては、検査を受けられなくなる銘柄が出てしまう可能性があるのではないかという点です。もれのない取扱いを維持できるように、例えば、より現場に近い方の意見を伺うなど、慎重に対応していただきたいと思います。

○山口座長 今、もれが生じると困るとの意見ですが、それですと追加だけに聞こえるのですが、選択制のもとでとの意味でしょうか。

○古庄委員 選択性が導入された場合には、現在検査を受けている銘柄でも、選択検査機関の選択等によって、検査が受けられなくなることがあるのではないかとということです。

○廣田消費流通課長 ご指摘の点でございますが、例えば山形であれば18の産地品種銘柄が設定されておりますが、ここで選択制の導入をしたときに、全ての登録検査機関のみなさんが上位5品種の産地品種銘柄だけを選んで、あとは2、3種類しか選ばないということになると、今の18銘柄の中から検査証明ができない銘柄が生じる可能性があるとは思っています。逆に生産者の方からしても、これまで証明が受けられたものが受けられなくなり、不便になるということになりかねないと思っています。ここは、切り替えていく際には、当然これまで実際にその銘柄が生産され検査の実績があるものというものは、しばらくの間は登録検査機関の方にはその検査証明をしていただくと、一方で、少量で追加するものについては先ほど申し上げましたように、どこかの登録検査機関が証明をしてくれるということであれば、産地品種銘柄に追加していくことで対応していくのかなと思っています。より具体的なところは更に検討していきたいと思えます。

○山口座長 先ほど現場に近い方の意見との話がありましたが、古庄委員の場合には卸段階ということですが、そういった卸の方からという意味でしょうか。

○古庄委員 実際に、産地品種銘柄の設定に携わっている方の意見も伺った方がいいと思います。

○廣田消費流通課長 私どもとしても、お集まりの委員の中には登録検査機関の代表的な方もおられるわけですが、実際に現場の検査機関の方がこういう制度になったときに対応できるのかというようなことについては、ご意見を拝聴したいと思っていますし、また、それに関係する方々のご意見を聞くことも重要なのかなとは思っています。

○山口座長 これは、今後の検討会の持ち方にも関わってくる話でございますが、他の委員の方はいかがですか。

○太田委員 今日は全集連系と全農系の団体、卸で言えば全米販、日米連がきておりますが、それ以外の検査機関も全国にはいらっしゃる。そういうところについても、今回の事項についてある程度周知、どういう意見をもたれているかという意見を聴取するよ

うなことは考えていらっしゃるのですか。

○廣田消費流通課長 検討会をどれくらい開催するか等限界はあるかと思いますが、今回委員の方を見ますと登録検査機関の相当数カバーするようなことになっていると思いますが、それ以外の検査機関があるということを考えると、できるだけ現場に近いところでやっておられる方々のご意見を拝聴したいということです。

そのときに、実際の登録検査機関の登録状況等も勘案しながら、時間のある中でどうやってお伺いするか考えているところです。

○長谷部委員 先ほどから産地品種銘柄についてのご意見が出ているところですが、例えばここにある山形県の場合、私から見るとトヨニシキ、さわのはなというような銘柄はほとんど目にしたことがないわけですが、これらがどれくらいの検査実績をもっているのかわかりませんが、例えばつくばSD1号は最近出てきたいわゆる良食味な、食べても粘りのあるコシヒカリの改良種として出てきております。そういうものは新潟県でも作られておりますが、産地品種銘柄の設定は受けられないという話も入ってきております。結局、1県に18も19もあるようなところには、全然生産もされていないような米は抹消して、新規に出てきたものに対して有望なものが沢山あるものに対しては、銘柄設定をするような方向に持っていったらいかがだと思います。

検査規格の問題についても、両論があってもなかなか結論は出ませんが、カメムシ被害等の被害粒は、現場で見ますと色彩選別機があっても相当高精度の色彩選別機であればある程度取れるかと思いますが、一般の米穀店に置いてある10チャンネル、15チャンネルくらいの色彩選別機では全然取れず、それが全てロスになる。そういうことも含めて販売業者としてはこういう被害粒について、甘い基準を設けていただきたくないという気持ちがあります。

○山口座長 銘柄設定につきましては、なるべく早くとの意見がございましたし、数の点について増やして欲しいとの意見もありますし、あまり増やしていいのかという疑問の意見もございますが、そういった意見の中で実際に設定の見直しの実行可能性の問題も言われておりましたが、その点について更に意見を聞かなければならないと感じておりますが、現場の意見を聴いた方がいいのではとのことについて、皆さんはいかがでしょう。検討会の持ち方に関わってきますが、もう少し意見を聞く余地はありますでしょうか。

それでは、銘柄設定の変更について、現場段階の意見を聞いてから検討するというこ

とでよろしいでしょうか。

聞く範囲は実際の卸ですとか、検査機関、設定に関わる県といったところがございますが、その範囲は事務局と私で相談するということでよろしいでしょうか。

それでは、その点については現場段階の意見を聴く機会を作りたいと思います。その中身は、私と事務局とで検討させていただきます。

(2) 農産物検査規格の見直しについて

○山口座長 次に農産物検査規格の見直しについて、この中身は、そばとビール大麦と2つございますので、先ずそばの検査規格の関係についてご意見いただければと思います。

○中地委員 そばの見直しの関係ですけれども、ご説明いただいたとおり流通実態に沿った見直しということでございまして、検査数量の増加にも繋がっていくのではと期待しているところでございます。今回の見直しの中には、北海道における2、3等の水分加算の廃止も含まれておりますけれども、一部の生産者におきましては若干検査が厳しくなるのではとの懸念の声がないわけではないのでございますが、現状の乾燥調製の実態等からしますと、影響するものはないのではないかと判断でございしますので、改正案につきましては同意を致します。

○齋藤委員 現場に近い方の声を聴くということが大切でございます。資料の4ページでございしますが、会津玄そば出荷基準が示されております。会津はおいしい国産そばの産地でございまして、この基準を用いている団体には、生産者、おそば屋さん、そば愛好者、地元自治体などが参加しています。この基準では15.0%から16.0%をA級品としています。こういう実態を反映した見直しということでございますので、望ましい方向の見直しと思っております。

また、海外のそばの水分規格の設定状況例がございします。そば製粉関係の団体の情報かと思いますが、外国のそばを輸入する際の契約が例えば16%ぐらいまでとするような内容になっております。

一方、資料5ページに示されている国産の乾燥方法は、優良なそば生産者・集団の表彰事例、これは私どもの資料でございしますが、自然乾燥を行っている例は少なく、機械乾燥が太宗となっております。規格に合うように機械乾燥で水分を15.0%以下にい

たしますと過剰乾燥となり、風味が落ちることが流通関係者から指摘されております。国産そばの自給率は2割前後であるにもかかわらず、国産のそばの検査規格が15.0%以下であるということにつきましては、外国産との間で品位といいますか、食味といいますか、そういった面で逆にハンディができてしまうということが気になっておりまして、そういった意味では今回の見直しは望ましい方向と存じます。ちなみにおいしいおそば屋さんにお聞きしますと、水分が多い方がそばを打ちやすいということでございます。

今回の見直しによって過剰乾燥が改善され、さらにおいしいおそばを消費者の方々に召し上がっていただけるようになることを期待しております。

○山口座長 今、生産者サイド、実需者サイド両方からお話がありましたが先ほど説明がありましたように検査規格の改正の要望というところと双方なかなか意見が一致しないのですが、これは一致したということですね。

ちなみに、6ページのそばの品位規格見直しの方向のところに現行15%改正案に16.0%とあり表記の仕方が微妙に違うように感じますが、何か意味があるのでしょうか。

○江渡消費流通課調整官 そばの現行の水分規格15%は、私どもの要領におきましての意味というものは15.0%ということで、15.0%を超えたものについては、規格外ということで取扱いをしております。今回のそばの水分の規格見直しに当たりまして、小数点1位の部分を明確にするという意味で16.0%というような改正案を提示したということでございます。そばの水分15%これと同じような品目については大豆、小豆、いんげん等について小数点以下の規格はございませんけれども、検査上15.0%ということで検査を実施しているところです。

○山口座長 要するに、運用の実態とその表記をきちんとさせるということでしょうか。

○江渡消費流通課調整官 はい、数値の取扱いについて、小数点1位が無い場合は、例えば15%でしたら15.4%というようなことも考えられるわけではございますけれども、実際の規格の適用上そば等につきましては、15.0%ということで検査をお願いしているということですので、今回引き上げに当たって「.0」を付けて整理したということでございます。

○山口座長 他にこのそばの規格見直しにつきましてございますでしょうか。

そばの水分の検査規格の見直しにつきましては、感じからしますと見直しの方向は概

ね一致したということで、とりあえず整理させていただきます。

それでは次に、もう1つの検査規格の見直しのビール大麦の関係でございますが、これにつきましてご意見等お出しください。

○佐山委員 ビール大麦は、言うまでもなくビールの一番大事な主原料で、おいしいビールを作るためには高品質のビール大麦が必要です。現在、ビール大麦として1等、2等、等外上をビール用として使っておりますが、麦芽を作る製麦工程で異物は先ず最初に取り除かれますので、異物は全然ビールにはならないということです。また、異品種粒、異種穀粒が入りますと麦芽の品質に大きな影響がありますので、この見直しをお願いしたいと思います。

現在、異物、異品種粒で困っているということではないのですが、今後、将来的に問題が出てくる可能性もあるので、等外上についても、異品種粒及び異種穀粒及び異物について、1等、2等と同水準となるようお願いした次第です。

○山口座長 説明資料の9ページには、実需者サイドからの要望ということで書かれていますが、生産者サイドの方はいかがでしょうか。

○中地委員 実需者からの要望ということですが、等外上では、特に災害等級ということで品位が低下するということで設定されてきていると理解しておりますが、異物、異品種粒、異種穀粒は災害と関連がないのではないかとことからすれば、実質的な影響については、生産サイドには少ないかなと考えております。

○神田委員 両方の方がよろしいということであれば、私も全然いいと思っています。数字が0.2とか0.4とか非常に小さい数字になっているのですが、0.5が0.2と0.4が0.2ですね、この違いというのは、加工歩留まりですとか、品質などに非常に影響があるのですか。そのくらいって影響ないのではないかと思うのですが、数値から見ると、素人からみると思ってしまうので、興味半分ということで申し訳ありませんが、教えていただきたいと思います。数字をチェックするときに検査できるものなのか、その辺をちょっと聞きたいです。

○佐山委員 コンマ2とかコンマ4とかについては数字としては非常に小さいのですが、例えば異物ですと、全体のビール大麦の量が多いので、累積すると異物はかなりの量になります。工場でどうなるのかといいますと、異物を取る篩の下に残ります。それが段々と溜まってきて、それを異物として処理をしなければならなくなります。そのため、数字としてはわずかですけれども、異物についてはなるべく少なくしたいというこ

とです。それから、異品種粒、異種穀粒は、先程もご挨拶にも出ました製麦工程の中で、同じ様に発芽させられますが、できたものも全く違うものになってしまいます。製麦工程では、同じ品種のビール麦を発芽させて、均質の原料を作ることが必要で、異品種粒、異種穀粒がわずかでも入りますと、ビールの品質にも何らかの影響を与えるため、少ないことが好ましいわけです。

○山口座長 検査の実施可能性からはどうですか。

○二井消費流通課課長補佐 例えばお米なんかで着色粒がありますけれども、カルトンという黒いお皿で見るのです。それが大体1000粒くらい並びます。その中に、例えばお米なら1粒あればそれが0.1%、2粒あれば0.2%ということで、1等が0.1%ですからこれが2粒あれば1つ規格が下がります。同じようにビール大麦は少し粒が大きいですが概ねそれくらいの粒になります。数を数えてみていくということで、大体見ることができるということです。

○神田委員 一番最初の議論のところで、甘さがあるという話のときに見られなかったというお話がありましたので聞きたかったのですが。

○二井消費流通課課長補佐 それはサンプルの取り方というのが当然あると思います。着色粒であれば見やすいものもありますけれども、そうでない例えば乳白とかそういうものになると、見方が微妙になってくれば甘いという評価をすることもあると思います。サンプルの取り方にも多少によって違ったのかな、ということでの評価だと思いますけれども、結果として甘かったということだと思います。

○神田委員 わかりました。0.4と0.2という話をするとき微妙な話かなと思ったものですから。

○二井消費流通課課長補佐 品位は、粒1つだけで見るのではなくて、ある程度ロットで見るといいですか、一つの生産者での数多く生産物を検査に出しておりますので、それらは同じ調製をされておりますので、そういうものを見ながら比較をしていくということも当然あることだと思います。そこは、現場に応じてそういう判断でやっているということです。

○山口座長 先ほど長谷部委員から着色粒のお話がありましたけれども、1粒でも黒っぽいのが入っていると嫌がられるとか、米の場合はそういうような話も聞きます。ですから、色彩選別機で落とさないと割が合わなくなると。味にはおそらく影響はないはずなんです、ただ見た目がどうも気になるというだけだと思います。

その点、ビール大麦の場合、0.4が0.2になるというのはどのくらい変わるのかということは私にはわかりませんが、先ほど佐山委員からお話があったようなことだと思います。

他にビール大麦の関係は何かありますか。

それでは、ビール大麦の品位規格の改正につきましては事務局から提案した方向でいいということでとりあえず整理させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにいたします。

議題としては以上でございますが、若干時間がございますので、全般の中で何か聞き落としたとか言い落としたとかありましたらどうぞ。

そ の 他

○中地委員 今回の改正につきましては3項目ありましたが、検査実施業務を担う現場からこれ以外の相当程度の多くの改正要望が出されています。その1つ1つについては申しませんが、検査実施方法そのものを民間に移行している経過があるというところから、検査規格以外にも告示なりあるいは関係通達、要領そういったものの民営検査で対応しやすいような改正の方向がないものかと思っています。この点につきましては、JA等検査実施機関検査員から、非常に強い要望となって上がってきているわけですので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

併せまして、検査技術指導なり検査の効率といったことにつきましても、国の指導を継続していただきたいと是非お願いしたいと思います。

これらにつきましては、かねてからも私ども要請をしてきたわけでありますけれども、是非ともよろしく願いをしたいと思います。

○廣田消費流通課長 後段の部分につきましては当然のこととして技術、程度統一については国の責務として今後ともやっていきたいと思っておりますし、民間の登録検査機関の方にやっていただくということで、民間の研修等に積極的に支援していくことが必要だと思います。なお、前段の部分につきましては、具体的にどのような内容なのか、また改めてお伝えいただき、検討していきたいと思います。

○大坪委員 以前食糧庁のときに出しておられた標準計測方法についてですが、我々は、

あれを非常に参考にして全国で共通でやるというときは、いい方法を出しておられるな
と聞いていたところです。今の中地委員のお話を伺っておりますと、DNAの鑑定です
とか、研究技術分野で近赤外野外分析なども迅速化あるいは少量化といった技術の進歩
がございますので、そういったものを行政の皆さんとご相談するなら、我々もそうして
いけたらと思っております、何かございましたら是非その辺を取り入れていただけた
らありがたいと思います。

○二井消費流通課課長補佐 標準計測方法につきましては、今の世の中の進歩に相当遅
れているという点もあるのですが、ベーシックな非常に基本的な測定方法なので、今の
こういった情勢の変化あるいは、例えば現場だとか民間の機関そういうものの技術的
な交流ができるような体制も必要なのかと思っておりますので、その辺は是非内部でも検
討しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○神田委員 品種のことにこだわるわけではありませんが、今後は消費者の多様なニー
ズに対応することといった、生産者サイドの要望も重要ですけども、併せて消費者の
声はどうなっているのかということ、もう少し綿密に検証するなりあるいは日常的に
そういった声を聞くことを組み込んでいくということ、是非していただいて、そうい
った中から生まれてくる研究なり品種改良なりには説得力があると思っておりますので、そうい
った側面もぜひ検討していただきたいと思います。

○廣田消費流通課長 うまく説明できていない部分は大変申し訳ないですが、正にいろ
んな関係者の方からのご意見をできるだけ聞くようにしたいと思いますし、例えばお米
の売れ筋いくらぐらいですかというようなことも、消費者の方のご意見がアンケートの
結果に反映され、正に神田委員ご指摘のように近年では低価格の方にシフトしているの
ではないかというようなことは承知しております。こういうことについて、今回の品種
がいろいろ出てくることとの関係もあると思えますし、また、生産コストの低減であっ
たり物流コストの低減であったり、いろんなことも加味してできるだけ消費者の方と利
益を分け合うようなことが望ましいことなのだろうなと思っております。

いずれにしても、神田委員ご指摘のようなことは十分認識しまして、消費者の皆様方
との関係について、設定方法の見直しになったらどんな品種に関係してくるかというこ
とも考えながら、ことに当たっていききたいと思います。

○山口座長 結果的にそれが流通コストの低減なりにつながると、それが消費者に反映
していくということも含め、銘柄設定方法の見直しが消費者にどんなメリットがあるの

かどのような説明をする必要があるかも知れません。

他にはございますでしょうか。

それでは、まだ時間ございますが以上で議事を終了したいと思います。なお、本日はいただきました皆様からのご意見につきましては整理をいたしまして、次回皆様にお諮りしたいと思います。整理の仕方につきましては座長に一任いただけますでしょうか。

それでは、私から事務局と相談の上整理したいと思います。

その他事務局から何かございますでしょうか。

○江渡消費流通課調整官 本日の議論を踏まえまして、産地品種銘柄の設定方法の見直しに関しまして、もう少し関係者の方々のご意見をお聴きするというところでございますので、そういった方々あるいは委員の皆様方の日程等を踏まえまして、今のところ2月下旬若しくは3月上旬にかけまして次回を開催したいと考えておりますので、また後ほど連絡させていただきたいと思います。

なお、次回につきましては、本日委員の皆様方からいただきましたご意見を踏まえまして、更に関係者、現場の方々からの意見を踏まえまして、検討会の意見のとりまとめをお願いしたいと考えております。

○山口座長 本日は効率よく議論を進めることができました。それではこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

閉 会